

食品安全委員会への意見要請の仕組みについて

食品安全基本法第11条により、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、原則として、食品健康影響評価(人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価)を施策ごとに行なわなければならないことが規定されている。

添加物に関し、食品安全基本法に基づき厚生労働省から意見の要請がある主な事例は以下のとおり。

食品安全基本法第24条第1項第1号において、食品衛生法第6条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、及び食品衛生法第7条第1項(中略)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき。

具体的には

- ・ 食品衛生法に基づき添加物の指定を行おうとするとき
- ・ 食品衛生法に基づき添加物の規格基準、使用基準を定めようとするとき

この他にも、食品安全基本法第24項第3項の「関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる」との規定に基づき、意見の要請がありえる。